

看護師の負担の軽減および処遇の改善計画

1. 看護職員と他職種との業務分担

(1) 薬剤師

- ・病棟への内服薬、注射薬等の払い出しを患者単位で行う
- ・薬剤の効能効果・用法用量などの最新情報が電子カルテ上で迅速に閲覧できるようマスターデータを適切に管理する
- ・病棟での服薬指導、持参薬管理や病棟常備薬の管理を担う

(2) 臨床検査技師

- ・外来患者の採血業務を行う
- ・入院患者の採血管準備を行う

(3) 管理栄養士

- ・患者の状態に合わせた食事形態・量の提案を行う
- ・入院中の患者・家族への適切な栄養管理や栄養指導を行う

(4) 理学療法士

- ・早期回復や在宅復帰への支援のために、適切なりハビリを実施する
- ・動作訓練を実施することにより ADL の向上を目指し、看護職員のケア時の負担を軽減する

(5) 臨床工学技士

- ・医療機器の管理・保守を行い、機器の安全性を確保する

(6) 診療放射線技師

- ・夜間帯など認知症患者の付き添い

(7) 社会福祉士

- ・転院調整や退院後の生活相談を担う

(8) 事務職員

- ・入院案内等、各種手続きの説明を行う

2. 看護補助者の配置

看護補助者を適正に配置・活用し、看護職員の負担軽減を図る

3. 病棟クランクの配置

書類の事務処理、面会人や電話対応業務を行う

4. クリティカルパスの活用

医師の指示受けや患者の処置・検査をスムーズに行い、看護記録の効率化を図るためにクリティカルパスの継続的な作成と継続的な見直しを行う

5. 妊娠・子育て中の看護職員に対する配慮

- (1) 出産後、職場へのスムーズな復帰を促すため、院内保育所を設置する
- (2) 妊娠中は本人の申請により深夜の勤務を免除する
- (3) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員は、職員の勤務時間等に関する条例により深夜勤務および時間外勤務を制限する
- (4) 育児短時間勤務の導入（最長、子が小学校就学の始期に達するまで）
- (5) 妊娠中の通勤緩和、子の看護休暇および男性職員の育児休暇の取得等、勤務環境の調整を図る

6. その他

- (1) 看護配置基準 7 対 1 を維持できるよう看護職員数を適正に管理し、職員 1 人当たりの看護負担を軽減するとともに、有給休暇等休暇が取得しやすい体制を整備する
- (2) 専門分野の知識、技術の習得を支援する
- (3) IT化を推進し、看護師の業務の効率化・合理化を図る
- (4) メンタルサポート
年 1 回のストレスチェック実施、ハラスメント相談窓口の設置、希望者への外部カウンセリングや心療内科受診サポートの体制など